

2佐消予第1482号  
令和2年12月17日

各 署 長 様

消 防 局 長

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の  
安全対策及び手続きの運用について

みだしのことについて、消防庁国民保護・防災部防災課長及び消防庁危険物保安室長が策定したガイドライン等に基づき、下記のとおり運用を定めたので通知する。

記

1 目的

東日本大震災や熊本地震では給油取扱所等の危険物施設が被災したことや交通手段の寸断等により、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵、取扱いなど平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このことを踏まえ、当局管内における震災時等において必要となる危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策及び手続き等について運用を定め、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧に資することを目的とするものである。

2 事業者等への指導等

震災時等の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）において臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業者等に対し、次により指導すること。

震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例

- ① 移動タンク貯蔵所から車両、重機、ドラム缶等への給油
- ② 変圧器の修繕、点検のため変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両の燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機に燃料を補給
- ⑥ 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵

(1) 事前協議等

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に協議（以下「事前協議」という。）したうえで危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、提出するよう指導すること。

(2) 実施計画書の作成に係る留意事項

ア 実施計画書の添付書類

実施計画書には、案内図、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地の見取り図を添付すること。

イ 実施計画書の作成

実施計画書は、実施計画作成例1から例4【別添1から別添4】を活用し、作成するとともに、次の事項について記載すること。

なお、特異な事例については、事前に協議すること。

共通対策

- ① 危険物の取扱い場所、可燃性蒸気対策
- ② 保有空地の確保
- ③ 標識等の設置
- ④ 流出防止対策
- ⑤ 火気使用の制限
- ⑥ 静電気対策
- ⑦ 消火設備の設置
- ⑧ 取扱い場所の管理、立入り制限
- ⑨ 危険物取扱者の立会い等
- ⑩ 二次災害の発生防止
- ⑪ 必要な資機材等の準備
- ⑫ その他保安のために必要な事項

(3) 実施計画書の保存等

実施計画書が提出された場合は「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理票」【別添5】に提出者住所・氏名等の必要な事項を記載するとともに、震災時等に適切に対応できるよう当該実施計画書及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理票」を保管すること。

(4) 事務処理

事業所等との事前相談、事前協議、実施計画書の受理・保管等の事務処理については、予防課保安係で担当すること。

### 3 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

#### (1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの運用の適用

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いが、安全で迅速かつ適切に実施できるように、地震、津波等により管内の広範囲が甚大な被害を受け、市域又は区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害であると認められた場合で、消防長が本運用により危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認めた場合に適用する。

#### (2) 電話による仮貯蔵・仮取扱いの申請等

##### ア 電話による仮貯蔵・仮取扱いの申請

実施計画書が消防局へ提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話によることができること。

##### イ 電話による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内容と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。

##### ウ 現場調査の実施

口頭による承認後は現場調査を速やかに実施し、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。ただし、現場調査が困難な場合は、現場等の写真を撮った画像データの送信を受けて確認することも可能であること。

##### エ 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

電話による仮貯蔵・仮取扱い申請事業者等に対して来庁等の対応が可能となった場合、速やかに佐世保市消防局予防事務の処理に関する要綱（令和元年9月3日佐世保市消防局訓令第3号。以下「処理要綱」という。）第77条に準じた処理を行うものとする。

##### オ 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理票」に記載すること。

##### カ 申請書に当該実施計画書を添付し保管すること。

### 4 実施計画書が提出されていない場合の対応

実施計画書が提出されていない事業者等からの電話等による申請があった場合は、原則として処理要綱第77条の規定に基づくこととするが、実施計画書作成例に記載等の定型的な仮貯蔵・仮取扱いの場合は、次によること。

#### (1) 電話による指導等

事業者等に対し、安全対策及び実施計画書の作成を指導するとともに申請書及び実施計画書による申請を指示すること。

#### (2) 現場調査の実施

現場調査を速やかに実施し、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。ただし、現場調査が困難な場合は、現場等の写真を撮った画像データの送信を受けて確認することも可能であること。

(3) 仮貯蔵・仮取扱いの承認

申請書及び実施計画書（2部）による申請がなされた時点で内容を審査し、承認済申請書を交付すること。

(4) 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」に記載すること。

(5) 申請書の保管

申請書に当該実施計画書を添付し保管すること。

5 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの可能性を有する事業者等

少量危険物に該当する場合は、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵、取扱届出書の届出を指導すること。

6 仮貯蔵・仮取扱いの再承認

震災時における仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われる場合の再承認は特に必要と認められる場合とし、次の事項に留意すること。

(1) 再承認の際には、申請者に再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行わせること。

(2) 定期的に安全確保のための現場調査を行うこと。承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。

(3) 再承認は、原則2回までとすること。

7 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料は、申請書が提出された際に申請者から徴収するものとする。

8 添付資料等

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例1から例4【別添1から別添4】

(2) 「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」【別添5】

以上  
(予防課)